

鈴鹿市告示第258号

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月22日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後						
別表第1（第2条関係）						
略						
こども政策部						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
28	略	略	略	略	略	略
29	私立保育所等ICT化推進等事業費補助金	乳児等通園支援事業を実施する私立保育所等におけるICT化を推進するため	乳児等通園支援事業を実施する私立保育所等を設置する者	乳児等通園支援事業を実施するためのICT機器の導入に要する経費	交付対象経費（別に定める基準額以内の額）	こども育成課
30	私立保育所等給食費支援給付金	私立保育所等を利用する児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため	私立保育所等を設置する者	給食の提供に要する経費	児童1人につき月額300円	こども育成課
31	略	略	略	略	略	略

改 正 前

別表第1（第2条関係）

略

こども政策部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
28	略	略	略	略	略	略
<u>29</u>	略	略	略	略	略	略

~						
40						

略

別表第2（第3条関係）

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
18	略	略
<u>19</u>	<u>私立保育所等給食費支援給付金</u>	<u>こども育成課</u>
<u>20～48</u>	略	略

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の鈴鹿市補助金等交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。

略

別表第2 (第3条関係)

区分	補助金等の名称	所管課
略	略	略
18	略	略
<u>19～47</u>	略	略